

第五十五回 参議院産業公害及び交通対策特別委員会会議録第四号

昭和四十二年五月二十六日(金曜日)
午前十時五十四分開会

委員の異動

五月二十六日

辞任

小平 芳平君

出席者は左のとおり。

委員長

理事

委員

補欠選任
矢追 秀彦君

成瀬 幅治君

宮崎 正雄君

大倉 精一君

柳岡 秋夫君

植木 光教君

紅露 みつ君

塩見 俊二君

土屋 義彦君

中津井 真君

中野 文門君

丸茂 重貞君

横山 フク君

原田 立君

矢追 秀彦君

瓜生 清君

林 塩君

大橋 武夫君

館林 宣夫君

栗原 祐幸君

中川理一郎君

保安局長

通商産業省鉱山

官

通商産業政務次

官

運輸省船舶局長

芥川 輝孝君

運輸省鉄道監督
局長 増川 遼三君

運輸省自動車局
局長 原山 亮三君

運輸省航空局長
澤 雄次君

労働省労働基準
局長 村上 茂利君

事務局側
常任委員会専門
員 中原 武夫君

説明員
文部省管理局教
育施設部指導課
長 大串不二雄君

通商産業省企業
局長 馬場 一也君

通商産業省重工
業局自動車課長
中村 俊夫君

本日の会議に付した案件

○船舶の油による海水の汚濁の防止に関する法律
案(内閣送付、予備審査)

○産業公害及び交通対策樹立に関する調査
(産業公害対策に関する件)

○委員長(成瀬幅治君) ただいまから産業公害及
び交通対策特別委員会を開会いたします。

まず、委員の異動について御報告いたします。

本日、小平芳平君が委員を辞任され、その補欠
として矢追秀彦君が選任されました。

○委員長(成瀬幅治君) 船舶の油による海水の汚
濁の防止に関する法律案を議題といたします。

まず、政府から提案理由の説明を聴取いたしま
す。大橋運輸大臣。

○国務大臣(大橋武夫君) ただいま議題となりま
した「船舶の油による海水の汚濁の防止に関する
法律案」の提案理由につきまして御説明申し上げ
ます。

この法律案を提案いたしました第一の理由は、
今国会に別途提出されております「千九百五十四
年の油による海水の汚濁の防止のための国際条
約」の受諾に伴い、国内の法制を整備する必要
があるからであります。この条約の当事国は、す
でに三十一カ国に及んでおり、わが国のような大
海運国が、いつまでもこれに加入しないのは、国際
協力の見地から好ましくないと考えられるに至っ
ておりますので、この条約の受諾と並んで、関係
国内法の制定が急がれているわけでありまして、
提案の第二の理由は、国内において、船舶から排
出される油による海水の汚濁が大きな問題となっ
ておりますが、その対策を講ずる必要があるから
であります。油による海水の汚濁は、特に水産物に
対しかなりの被害を与えておりますとともに、港
内、海水浴場等における衛生環境や美観をそこな
いつつあり、その度合いは石油関連産業の急速な
発展に伴って今後ますます増加していくものと思
われますので、いまや、その対策は急務とされて
おるのであります。

以上のような現状にかんがみまして、船舶から
海上に油を排出することを規制し、あわせて廃油処
理事業等の適正な運営を確保すること等により、
船舶の油による海水の汚濁を防止する必要がある
と見做しております。

次に、この法律案の概要を御説明申し上げます。

第一に、船舶からの油の排出を規制することと
いたしております。

その主要点は、油送船以外の船舶で総トン数五
百トン以上のもの及び油送船で総トン数百五十ト
ン以上のものが、わが国の海岸から五十海里以内
の海域及び政令で定める沿岸海域において、油を
排出することを禁止するとともに、総トン数二万
トン以上の一定の船舶について、すべての海域に
おいて油を排出することを禁止することでありま

す。さらに油を排出することを禁止される船舶に
つきましては、ビルジ排出防止装置を設置し、及
び油記録簿を備えつけて、油の排出等に関し記録
をすることを義務づけることといたしました。

第二に、廃油処理事業に関し、必要な監督を行
なうことといたしております。

廃油処理事業は、港湾管理者以外の者が行なう
場合と港湾管理者が行なう場合とありますが、港
湾管理者以外の者がこの事業を行なうときは運輸
大臣の許可を要し、港湾管理者がこの事業を行な
うときは運輸大臣への届け出を要するものといた
しまして、それぞれ必要な監督の規定を設けてお
ります。

第三に、廃油処理施設の整備を促進することと
いたしております。

運輸大臣は、廃油処理施設の整備につしまし
て、港湾管理者に勧告できるものといたしました。
また、国は、廃油処理施設の建設または改良
を行なう港湾管理者に対し、予算の範囲内
で、その建設または改良に要する費用の十分の五
を補助するものとしております。

このほか、船舶からの油の排出等の違反行為に
対しまして所要の罰則の整備をいたしております。
また、船舶からの油の排出の規制等につき所
要の経過措置を定めております。

以上が、この法律案を提案する理由であります。
何とぞ慎重御審議の上、すみやかに御賛成いた
だきますようお願い申し上げます。

○委員長(成瀬幅治君) 本案に対する質疑は、後
日に譲ることといたします。

○委員長(成瀬幅治君) 産業公害及び交通対策樹
立に関する調査を議題とし、産業公害対策に関す
る件について調査を行ないます。
御質疑のある方は順次御発言を願います。

○柳岡秋夫君 私は、きょうは航空機の騒音等について質問をいたす予定にしておったのでございますが、大臣もおりませんし、また政府のほうから、「公共用飛行場周辺における航空機騒音による障害の防止等に関する法律案」というものが提出をされておりますので、この問題につきましては、いずれその法律の審議の過程で論議をしてまいりたいと思ひます。

そこで、きょうはとりあえず、運輸省が三十七年以来航空機の騒音について……、だれですか、一体答弁するのは。

○委員長(成瀬幡治君) 航空局長。

○柳岡秋夫君 三十七年以来航空機の騒音の測定を実施し、またさらに、羽田なり大阪等はこの対策委員会というものを設置していろいろことが報告されておるんですけれども、この資料をひとつお出し願ひたいということでございます。

それから、もう一つは、この航空機騒音のための消音及び防音のための技術の開発がおそらく進められておると思うんですけれども、どういふ形と申しますか、どういふ方法とか、そういう内容です、どの程度進められておるのか、どういふものがあるのか、そういう点もひとつ資料としてお出しを願ひたいと思ひます。

それから、文部省の方、きょう来ておりますか。——航空機騒音の問題で、学校の防音工事が進められておるようでございますが、聞くところによりますと、防音工事を施したために、中で非常に蒸し暑い、非常に暑苦しい教室で、生徒が勉強もろくに頭に入らない、こういうような状態だといふことが報道されておるわけでございますが、これに対して、文部省はこの問題についての調査をやつておると、こういうことでございますが、この調査を完全に終わつてないと思ひますけれども、調査の経過ですか、あるいは中間的な報告についてお願ひをしたい、こういうふうな思ひます、これもきょうできないければ、資料としてお出しを願ひたい、こういうふうに思ひます。きょうは以上で、資料提出の要求だけで終わります。

○政府委員(澤雄次君) ただいま先生から御要求のございました、大阪及び東京におきましていままでとつてまいりました騒音対策の資料等でございますと、それから、騒音の軽減のための技術的な検討資料、この二つの資料を運輸省からできるだけすみやかに当委員会へ御提出いたしたいと思ひます。

○説明員(大串不二雄君) 学校の校舎につきまして、防音のためにこれまで防音校舎がつくられております。これまでにつくられておりますものは、おもに米軍の基地及び自衛隊の基地周辺の学校の教育を支援する行なうことができるようにといふことで防音工事が行なわれております。で、騒音の程度によりまして校舎の防音の方法は多少違つてまいりますけれども、音を防ぐという点では防音、それから文部省協力いたしまして研究をしましてまいりましたので、まず満足すべき状態になつておりますけれども、何ぶん音を防ぐためには外界と遮断しなければいけませんので、そこで、遮断するといふことに伴つて教室の中のいわゆるエアコンでございます、この設備をしなければならぬといふことが起こつてまいります。これにつきまして、この防音工事は防衛施設庁で担当してやつてもらつておりますので、防衛施設庁でもいろいろと研究をして、夏の冷房といふことについていろいろと検討して、実施してまいつておりますけれども、何ぶん予算等の制約によりまして、かなり成功してはいるものもあつたけれども、中にはまだ十分ではないものもあつたもので、夏になりますと十分な防音の効果をあげることが困難になるという事態がございますので、文部省におきましてその方面の学識経験者にお願ひをしまして、実態の調査、それから対策等について検討してもらつておるわけでございます。まだ結論を得るまでには至つておりませんが、いふまでも、実際の学校の機械の運用、管理が十分ではないといふような問題などもございまして、あ

冷房の方法は、おもに井戸水によりまして空気を冷やすという方法をとつておりますが、そのもとになります井戸水の温度の問題によりまして、成功しているものもあり、十分な効果をあげていないものもあるといふようなことなどもございまして、そういう点を十分調査をしまして、機械設備の管理の問題ですか、あるいは、さらに効果的なエアコンの設備等につきましてたまたま学識経験者に検討してもらつておる段階でございます。以上のような段階で、さらに結論が出ましたら御報告申し上げることができると思ひます。

○柳岡秋夫君 この公害による被害がどの程度学校に及ぼすのかといふような調査を、文部省がしておることは、事実でございます。

○説明員(大串不二雄君) 騒音が学校教育に及ぼす影響、あるいは児童、生徒に及ぼす影響につきましては調査をいたしております。

○柳岡秋夫君 騒音に限らず、いろいろあると思うのです。大気汚染の問題もあるだろうし、それからもちろん騒音もあつたと思いますが、そういう公害の影響をどの程度学校が受けておるかといふことについて、調査をしていふといふことを、聞いておるわけですか。そして、その一環として騒音の被害といふものがあつた、相当大きくあると、その中間的な報告でもいふのですが、どういふふうな被害を——いろいろな公害があると思うのですけれども、学校として受けておるのか。しかも騒音の場合には、いま申し上げましたようなエアコンディショニングがないために、非常に蒸し暑いに入つたような教室で勉強しなければならぬ。もうすでに夏になつてきておるわけでございますけれども、ことしもまた、同じような状態の中に置かれるといふことについて、これはやっぱり問題があると思ふのです。いま研究中だと言ひますけれども、こういうのは研究といふよりも、もう予算の問題だと思ふのです。金さえあればそういう施設はできるわけですから、そういう施設をつくるために文部省は、この四十二年の予算なりでどういふ

ことをやつたのか。その辺を私はお聞きをしたいわけなんですけれども、そういうのはひとつ調査の中間的な報告でもけつてございまして、お出しを願ひたいと思ひます。

○説明員(大串不二雄君) 学校教育に及ぼす公害という問題につきましては、最近非常にそういう事例がふえてまいつておりますので、たまたま全国的に、学校教育に及ぼす公害はいろいろ要素がございまして、それら主要な問題につきましては実態調査をいたしております。その中から航空機、特に空港の関係でどういふような騒音による被害を受けておるかといふようなことも、まだ完全な集計ができておりませんが、集計が近くできるもので、どのような範囲に被害が及んでおるかといふことがわかるはずでございます。

それから、基地周辺の学校の教育に支障がないように防音工事をやるという工事は、防衛施設庁でやつております。

それから、これから御審議を願ひます空港関係の防音のことにつきましては、おそろく運輸省で担当されるようになるかと思ひますので、文部省としては直接防音工事は担当しておりませんが、予算要求も文部省としてはいたしてございせんけれども、その基礎的な問題につきましてはいろいろ調査研究関係につきましては、予算要求いたしまして若干予算化されておりますので、最近数年、そのほうの調査研究は進めておるわけでございます。これにつきましてその結論がまとまりましたら御報告ができればと思ひます。

○柳岡秋夫君 結論が出るまで文部省は待つておられるのですか、子供たちが非常に暑い中で、健康を非常に害されるような状態の中で毎日勉強しなければならぬといふ実態が出てくるのにかかわらず、文部省は、それはもう防衛施設庁がやつてくれることであるからいいのだといふこと、手をこまねいておることは、これは無責任だと思ふ。防衛施設庁は防音工事とか、あるいは換気施設ですか、そういうもののしかやらないわけですね。したがって、こういう完全な冷房装置まで

十年まで、計六百七十六万円の研究費を支出いたしました。金沢大学に委託をして研究いたしております。で、以上の研究は、すべて富山県の地方特殊病対策委員会のもとに合同研究として行なわれてまいりましたものであります。

その後、昭和四十年に至りまして——四十年、四十一年と厚生省はこの種疾病の調査を行なうことにいたしました。二百万円の予算によりまして、重金属の環境汚染及び人体に対する影響という観点から調査を行なつてきております。

以上が、本病の経緯並びに国が本病に対しまする対策の概要でございます。

○矢追秀彦君 いま言われました国のとった対策の結論といえますか、最後でございますが、この調査は、昨年の九月で一応研究班は解散をしておる。富山県の地方特殊病対策委員会も昨年の九月三十日で一応解散をしておるわけです。原因についてまだ明らかにされていないにもかかわらず、このように解散をされてしまったその理由につきまして、説明をしていただきたい。

○政府委員(館林宣夫君) 富山県といたしましては、一応委員会の結論が得られたという見解のもとにこの委員会を解散しておるようでございますが、厚生省といたしましては、今後引き続き、この問題の検討を続けるという意図で、厚生省に関する研究班、これは長崎大学用尺腹受、金沢大学

石崎教授等、数名の先生方にお願いをいたしておりますが、これらの研究は今後続けていくつもりでおります。

○矢追秀彦君 先ほど発表されましたように、死亡者の推定が昭和三十七年以前で四十八名といわれておりますが、いま非常に問題となっております。水俣病にいたしたとしても、昭和三十八年以前でわずかに三十八名。百十一名の定例に対して三十八

名、こういふようなデータが出ております。それから比べますと、非常に病氣としてはおそろしい病氣であると考えられるわけです。で、症状を見

ましても、非常にたいへんな病気であります。このように非常に重大な病気であり、しかも、その

一説にカドミウム中毒がいわれておるわけですが。このカドミウム中毒につきましては、どうしても神通川流域にありますが神岡鉱山ということをやはり重要視し、注目して考えなければならぬ。そのなりなると、やはり公害ということになつてくるわけでありまして。この問題につきましても、かなり前に議論が行なわれましたにもかかわらず、この点について何かつきりした結論の出ないまま今日までおる。水俣病の場合もそうでありまして。特に、こういう人間の体というものは非常にまだ解明されておらない面が多いのであります。特にこの痛い痛い病は骨に関係してありますので、御承知のように、骨というものにどうして脱灰が行なわれるかということも、また完全に解明ができておりませんので、したがって、そういう状態でありまして、まあこの病気の発生は一部に限局されておるし、発生の可能性というものは非常に薄いかもしれませんが、特に子供をたくさん生んだ中年の女性に起こる。しかし厚生省の医療研究班にいたしても、富山県の地方特殊病対策委員会にしてもカドミウムが原因しておるといふことは、かなりはつきり認められておるわけでありまして。したがって、ここにやはり公害といふことを考慮していかなければならぬと思ふのですが、その点についての厚生省としての考え方なり、これに対する態度をお伺いしたいと思ふいます。

○政府委員(館林宣夫君) この問題の原因につきましては、当初は特殊な栄養障害あるいは生活習慣の問題等がきわめて懸念せられるという考えが支配いたしておったわけですが、その後、重金属の影響があるかもしれないというような学説が出てまいりまして、先ほど御説明申し上げましたように、研究班が研究の結果、今日までのところ、カドミウムが影響しておるようと思はれる。しかしそののみでなくて、そのほかの要素もあるかもしれないというように、必ずしも結論が得られない状況でございます。厚生省としては、重金属の、ことにカドミウムが影響

しておるかもしれないというようにございまして、昨年は、全国と同じ種類のカドミウム関係鉱山の廃水の下流域の健康調査をいたしまして、同種の病人がどうか調べたわけでありまして。その結果は、どこにも痛い痛い病と診断できるような患者はなかったわけでありまして、しかしながら、ただいま申しましたように、研究班の研究によれば関係があるようにも思われるところとなります。この地域に何か別の要素が加わつておるかもしれないことも考えられるわけでありまして、カドミウムが一つの原因であるかもしれないけれども、それにさらに別の要素が加わつて、そういうような症状が起こるかもしれないということ、今後、本年度以降調査をいたしてまいりたい。かように思つておるわけでありまして。ただ、調査をする上でや支障がございまして、近年新しい患者の発生がとまつておるようには見えるわけでありまして、その意味合いから調査はかなり困難をきたし、また、先ほど申しましたような、百名とか二百名とかいう推定の、疑わしい患者らしい過去の例は、戦前からの集計で、しかもかなりな推定でございまして、そのような意味合いからこの調査はかなりむずかしい調査のようでございます。

○矢追秀彦君 いま、どこにもないとおっしゃいましたけれども、対馬の厳原ですか、こういうところにあるとも伺つておるのですが、そういう点は調査されましたか。

○政府委員(館林宣夫君) お尋ねの長崎県の対馬の疑わしい患者の調査は、本年度行なう予定であります。

○矢追秀彦君 いまのお話を聞いておりますと、かもしれない、かもしれないでございまして、確か、それが病気の原因というものはわかりません。いろいろ学説もありまして、また先ほど申し上げましたように、人間の体というものは、そう単純に原因の究明ができないほど複雑なものであるというところがはつきりしておる以上、そ

れに対する対策を講じなければならぬ。この公害問題について、日本としてはこれに対する考をやるのであつて、その原因がはつきりしてから何か手を打つ、それではもう患者は死んでしまふわけですから、それでなくて、いま患者は確かに減つてきております。これはいま言ったカドミウムが流れてこなくなつた、神岡鉱山のほうも箱に対する補償はちゃんと出しました。しかし、この病人に対する補償は、原因が明確でないということ逃げ回つて、今日まで何もしていないわけですが、これに対する厚生省として、いままで補償に対して、また医療に対してとつた処置、またこれからどうやっていくか、それに対する態度をお聞きしたい。

○政府委員(館林宣夫君) この痛い痛い病は、長い間、栄養失調がかなり大きな原因ではないかといふことが言われておつたわけでありまして、ごく近年に至りまして重金属が影響しているかもしれないといふことが注目され、かなり勢力的な研究が行なわれ、カドミウムが関係しているおそれがあるといふことが漸次判明してきたわけでございます。当初におきましては栄養失調であつたといふことで、栄養指導などを県が続けてきた地方病であつたわけでありまして。このように今後、何か工場排水のようなものに起因するかもしれない、それが懸念されるようなことに基づく何か公害の患者と申しますか、そういうものが出た場合の救済措置といふものは、公害対策の一部として、今後国としても真剣に取り上げていかなければならない問題でございますが、これは公害とまだ確定してない段階で、どのように一般救済以上に、さらにこれを補償していくのか、やはりあくまでも方針としては、その原因究明に最大の努力を注ぐのか、それらの点は一一般の疾病にかかつてあるものの救済等ともならみ合わせまして、国としては考えていきたい。もちろん、このような事例がおおむね公害によるものであらうといふことが判断できました。当然にそれに基づいて補償その他の措置が漸次具体化してまいるわけであ

わけでありまして。この点に対して、まず最初にお聞きしたいのは、この対策がただ原因の研究だけをやるのであつて、その原因がはつきりしてから何か手を打つ、それではもう患者は死んでしまふわけですから、それでなくて、いま患者は確かに減つてきております。これはいま言ったカドミウムが流れてこなくなつた、神岡鉱山のほうも箱に対する補償はちゃんと出しました。しかし、この病人に対する補償は、原因が明確でないということ逃げ回つて、今日まで何もしていないわけですが、これに対する厚生省として、いままで補償に対して、また医療に対してとつた処置、またこれからどうやっていくか、それに対する態度をお聞きしたい。

さいですが、そこに至る前の、まだ疑わしい段階の調査が一般疾病と別な扱いになるかどうかということは、今後の公害対策が関係することです。いままでの、私どもとしては十分真剣に検討してまいりたい、かように思います。

○矢追秀彦君 いま言われました疑わしいものにはどうやって処置をするか、これから研究をする、こういう考え、こういう態度が私は今日までこの病気が解決されないで放置された。また水俣病にしても今日まで御承知のような経過で来た。その他現在いろいろ問題になっている職業病にいたしましても、また、いわゆる産業公害にいたしましても、たばこ肺ガンの関係にしても、結局政府の持っている態度というものは、結論が出ないからとか、やれ疑わしい点はどうしようもないとか、そういうことで置けるわけですか。これに對して研究しなければならぬのではなからして、もうこれだけ、いま公害問題は大きく国民の間にも考えが浸透してきておりますし、この際、公害基本法も出てきておりますから、もつとはつきりして、かなり疑わしい線が出ています、そういう場合には何らかの処置をとる。そうしなければ、その病気になる人、それによって影響をこううむている人が非常にかわいそうである、こう思うのです。ただ、原因が究明されるまで待つとか、そういうなまぬるいのはなしに、はつきりしていただきたいと思うわけです。特に念を押しますけれども、この痛い痛い病については、その医療補償は何もしないで、このままほうっておくわけですか、今後どのようにされますか、お聞きしたい。

○政府委員(館林宣夫君) この問題の究明の結果によりまして、それらの点は措置が異なってくるだろうと思えます。単に重金属の障害だけでは起こらないで、平生の個人個人の生活様式、栄養不足の状況、そういう個人の責めに属すべき素地が、これに加わって、初めて発病するものかどうかというふうな、そういう点が解明されてきて、その結果、あくまでも特殊の鉱山から排出されたもの

か、すなわち天然自然に川にあった、あるいは山から流れてきたカドミウムではなくて、確かに鉱山から排出されたカドミウムが原因で疾病を起こした、この要素が大部分であるということが明確になれば、当然にその原因者が、医療費のみならず、一般的な補償の責めに任すべきものでございしますが、それらの点が不明確のままに補償を求めるということは、実際問題としては容易でございませぬし、また不明確な原因のものはずべて国が補償するというような制度を、いま直ちに公害対策として打ち立てるといふわけにもまいりませんので、あくまでも国としては原因の究明に努力を怠りまいりたい、その上で、その原因のいかんに応じては、その補償救済の措置を講じてまいりたい、かように思います。

○矢追秀彦君 さつきから同じような答弁でありまして、要するに、もう何人かの人が死んでいるわけですか。たとえば死んだ人はやむを得ないとしても、いまもやはり発病する人もいるわけですから、この治療法については、わりあい現在のところビタミンBの投与と、それから男性ホルモンの投与でかなりの治療効果があがっているのです。そうすると、そんなに高い金額ではないわけですか。だから、いま犯人がはつきりしなければ補償はできない。そうではなしに、何らかの形でこれに対する治療をやらせるといふ方法は全然ないのか。たとえば、研究をされるのですから、研究の場合、治療の研究といふこともあつたわけですから、その研究費の中にその治療費を含めて、ビタミンBの投与と、それから男性ホルモンをこれだけ投与して、これだけの結果が出た、研究費の中にその金額を入れて、全患者にそれをやる。それでかなり、なおつてくるだけでも、現地の人はそれだけでも喜ぶと思つていいです。それでなくて、現在の現地の人たちの感情というものは、とにかく研究ばかりされて、おれたちを見せものばかりにしてしまつていて、何ら補償もされない。何らこれに対する対策も講じられないまま今日まで来た。ただ騒がれてしまつていて、だから普通の人が行つ

たつて、向こうは絶対に見せてくれませぬし、何にも返事をしてくれませぬ。土ひとつとることでもないわけですが、個人が行つた場合は、そのように、あの地区の住民たちは硬化してしまつていゝるわけですか。このように追い込んだのは、やはり政府及び県の当局に責任があると思つていい。私は、とにかくいま困つていゝる人たちが、あの辺はそんなに裕福な土地でもありませんし、その人たちに何らかのあたたい手が差し伸べられるという方法はないものかどうか。もちろん公害に決定しなくても、それに対して何かしてあげなければ悲惨である。同じ人間であり同じ日本人である。たまたまそこにいたから病気になるた、あかかわいそうだが、しょうがない、それではあまりにも冷酷無比な国のやり方である、こう思つておられますが、これに対して何らかの方法はないであらうか、重ねてお聞きいたします。

○政府委員(館林宣夫君) 個人が自動車事故でけがをしたとか、あるいはガンになったとかいうような、そういう種類の病気に限らず、原因が全くつかめないで、しかも地方的に、全国各地に特殊な疾病があるわけがございまして、行政当局は、そういう不明の原因のものの調査にはできるだけ努力を今後ともしていきたいと思つて、また、それぞれの患者は疾病のために生活困窮状態におちいつていゝる状況もございまして、既定の救済措置をできるだけ活用して患者の援護に当たつてまいりたい、かように思います。

○矢追秀彦君 もう少し具体的に何らかの方法を示していただきたい。ただ、ばく然とした話ではなしに、これはいま言われたガンで死んだのも一緒かもしれないが、かなりカドミウムというものが出てきていゝるのですから、もともとあつたカドミウム——土の中のカドミウムの量、それから川の汚染によるカドミウムかどうか、その点はもうかなり学問的にははつきり出てきていゝるはずで、私、もう一つ、うなずけないことは、これは学問の世界にはあつていゝるけれども、地方特殊病対策委員会の学者のメンバーであります

けれども、大体カドミウム中毒にあまり賛成的でないような人でもおにも構成されている。かなりカドミウム中毒説を強く主張してゐる学者はこの中には入られていない。こういふ点も私は、かなりへんばと感ずるわけですが、ことに神岡鉱山は、この前にも言つていゝることを全然逃げていゝるわけですか。確かにこの病気が逃げようと思つたら逃げられるわけですか。それほどやこしい病気であつたわけですか。それだけに何らかの措置を講じてあげなければいけない、こう思つていゝるから、私はここで強く要望する次第なんです。

それから水道を——いまでも少しは流れてきておるわけですが、やはり水道は早急につくらなければならぬと思つていゝる。それに対して、国としては県に対して何らかの要請をされるつもりがあるかどうか、お聞きしたいと思つていゝる。

○政府委員(館林宣夫君) この問題の究明が最大の問題点だらうと思つていゝる。原因がわからない間はすべて国が救済するといふような制度は、必ずしも今日わが国で確立してゐないわけでありまして、今後とも公害によらないかもしない患者に対する対策は至るところで起こつてまいりまして、それらに対してどういゝる施策を国がとつていゝるかといふことは、今後国が直面する大きな問題でございまして、私どもとしても、公害かもしれないような患者の救済といふことは、これから行政施策としては非常に重要なことであらうと思つていゝるわけでありまして。しかし、公害と断定できない程度の患者に他の患者と違つた、国の保護を与えていくかどうかについては、これは相当検討を要する問題でございまして。しからば公害であると断定された場合に、原因者がつかめないければ、国が具体的な補償をするかといふようなことは、これもまた、かなり重要な施策の決定を必要とするのでございまして、これらの措置については、今後公害対策の基本的なきめ方として、私どもとしては十分検討はしてまいりたい、まあ公害として決定した場合には、原因者の究明といふことはあくまでも私ども本来の目標として進み

たいという従来の方針でございますので、それ以上さらに国なり県なりが原因究明の場合に、あるいは私法として成り立たないような程度の因果関係のものを、みな公共の資金をもつて救済していくかどうかという問題は、かなり基本的な今後検討を要する問題である、かように思っております。

○矢追秀彦君 まあ言われることはわからないでもありませんけれども、さつきから聞いているように、この病気にについてはもういまのままでいくわけですか。原因究明はやる、これはわかりましたけれども、ほうっておくわけですね。国としては治療費は何もしない。いま私が言っているように、研究費として出して、それで治療もしてあげて、研究費の中に含めた、それは別に何もインセンキではないわけですか。治療の研究をやるわけですかね。それで十分やってあげられると私は思います。それをやる気はありませんか。その点、お伺いしておきます。

○政府委員(館林宣夫君) 調査の段階において、治療も研究の一環であるという場合には、その研究費の一環として治療に該当するものを公費で出す場合が従来もありましたし、あるいは、今後もあるかもしれません。この問題は、あくまでも、国といたしましては、まず原因の究明をいたしたい。同時に、いままでとっておりましたように、患者の治療などもこれは十分な対象として考えていく必要がございますので、先年研究費を出したわけがありますから、必要に応じては、今後、それも継続していく必要がある、かように思うわけでございます。お尋ねのような治療研究費的なものも必要に応じては、私どもとしては、今後検討してまいりたい、かように思います。

○矢追秀彦君 必要に応じてはであって、今回はまだ態度はきめられないわけですね。その点、どうですか。

○政府委員(館林宣夫君) 現在、水俣病の阿賀野川における患者対策は、御承知のように、県と地元町村が話し合ひまして患者の救済にあたっております。

おるわけでありまして。これは、もちろん、十分なものではないかもしれませんが、あくまでも原因が確定するまでの間の臨時措置として、見舞い金のような形の保護を行なっておるわけでありまして、また、医療費につきましても、各種社会保険が負担しておりますものほかに、自己負担分は県と町村が持つておるわけでありまして、国としても生活保護を通じまして生活費を持ち、あるいは治療費を持つておるわけでありまして、このような措置をこの疾病にも適用するかどうかということは、県とも相談をして本年度から考えてまいりたい、かような考えでございます。

○矢追秀彦君 特に要望したいことは、その問題ともう一つは、いま言った水道です。一応富山県としては二百五十七万円を出してやるといふことを言っておりますけれども、この推進も特にお願いをしたいと思っております。

次に、通産省の鉱山保安局長、お見えになっておりますのでお聞きしますが、いまの厚生省の環境衛生局長のお話を聞いておりますと、結局、その原因がはっきりして後に対策を講ずる、こういうことであると思っております。もちろんいま言われましたように、十の因子があつたうちの九が公害である、その場合に一々やっていたらたまたまたものではないうるふうなお話でありましたけれども、かなりの線が出た場合には、これは公害としてやっていくのが私は近代国家のあるべき姿だと思っております。これだけ科学技術が進歩いたしましたし、これから幾らでも公害が起つてまいりますので、公害基本法が出ようとしておる段階において、通産省としても、疑わしきものは罰せずではなしに、疑わしきものに對しては処置を積極的にとつていく。この姿勢をはつきりしていただきたいと思います。この点について、今後、どのようにやっていかれるか、その方針をお聞かせしたいと思います。

○政府委員(中川理一郎君) ただいまの矢追先生の御質問で、厚生省から御答弁になっておりますような経緯並びに考え方というものは、私どもの

ほうも、厚生省と連絡をとつて、十分承知しておるところでございます。

いま問題になっておりますのは、端的に申し上げますと、いろんな問題があつて原因不明であるけれども、あるいはカドミウムが関係しておるのではないかと、あるいはカドミウムが問題の焦点であろうかと思つて、私どものほうの一般の鉱山の公害予防というものにつきましましては、鉱山保安法、あるいはそれを受けた金属鉱山等保安規則という一連の規則がございまして、その中で鉱山業者側の行なわなければならない義務、それに対して国が監督をしなければならない義務、そういうものを定めておるわけでございます。いまのような問題が出ておるといふことを承知して、特に神岡鉱山に對しましては所管の名古屋鉱山保安監督部のほうでも特別の注意と関心を払つて監督をいたしておるわけでございます。定期的な巡回検査のほかに、特定検査と申しまして、この場合には特に排水口あるいは廃水が高原川に入りま土地の高原川の水質につきましまして、三十八年、四十一年と特別の検査をいたしました。なかなか微量の問題でございますので、分析方法等にも問題があるようでございますが、ジチゾン法という方法によりまして、三十八年に検査をいたしましたときには、坑内からの一鉱山からの排水につきましても、あるいは高原川の水につきましても、カドミウムを検出することができない、こういう状況でございます。四十一年の検査の結果はまだ検査中でございますが、そういう状態で、私どもは、神岡鉱山からの排水、それが高原川に入りましましたとき、これには当然に拡散効果も行なわれますし、自然浄化作用も行なわれるわけでございますので、いまの鉱山の地点で見るところでも、カドミウムを検出するところまでいかないという状況からいたしますと、御心配になるように、カドミウムが高原川に出ておるといふふうには私どもは思わないわけでございます。

ただ、いろいろ医学的な問題もございまいし

と存じますので、坑内水及び洗鉱場、精錬所、石場の排水につきましましては、特別の厳重な監督指導をやつておるわけでございます。これらにつきましては、一般的な方法ではございますが、アルカリ中和による沈殿を行ないまして、上澄み水を流す。この施設は全国的な水準におきましても、あるいは国際的な水準におきましても神岡の施設は私ども鉱山保安の指導監督面から見ますと、満足すべきものと考えております。

疑いが持たれておるといふ状況におきましては、私どもはなお継続して、十分な監督指導の立場を堅持してまいりたいと思つております。お話しに出ておりました医学的な問題その他はいろいろございまいし、が、鉱山側としてはさきように考えておるわけでございます。

○矢追秀彦君 これはいま調べてもだめなわけですか。御承知の神岡鉱山がダムをつくつた、その前の時点、すなわち相当、稲等もやられた時点があつたわけですか。そのときを中心として、その前あたりからずっとその水を飲んでいて人に発生しているわけですか。非常にむずかしいわけですが、この病気の病態は、カドミウムの相当入つたあから流れておつて、相当、稲等も枯れてしまつた、またアユ等も相当死んでしまつた、ああいうふうな事態。以前から二十、三十年、三十年代、原因の一つとしては弱いかも知れません。非常に、原因の一つとしては弱いかも知れません。だから、いま幾ら調査しても、いまあそここの水を幾ら飲んで、これは痛む痛む病にはかからないわけですか。前の時点のことをほじくり返しているわけですか。私ども、私がこれを取り上げた理由は、先ほども申し上げておりましたように、「疑わしきは罰せず」の方式で放置してはいけません。この神岡鉱山がダムをつくつて一応はやつておりますけれども、あのダムははたして完全なものであるかどうか。もし台風等があつて水がたきさん出た場合、あのダムは切れる可能性もなきにしもあらずだと思つております。だから今後、神岡鉱山をはじめ

どものほうは従来の考え方から見まして、カドミウムというものが鉱山側からどのくらい出るのか出ないかの、出たものが高原川におきまして、どのくらいのもんとしてあるのか、あるいはないのか、こういうことを調べているわけであります。先ほどお答えいたしましたように、昭和三十一年の十一月に鉛、亜鉛を中心にやりまして、カドミウムにつきましては、特に三十八年十一月までに鉱山のそれぞれの排出口から出る地点と高原川の水質まじわる地点を選びまして、約三十カ地点の水質について調査をいたしましたわけであります。これにつきましては、先ほどお答えいたしましたように、カドミウムを検出することができなかったわけでございます。ただ理論的に申しますと、鉱石の組成からいたしますと、亜鉛がかりに二百数十あるといったした場合、二百数十分の一のカドミウムがあるはずだという推定が成り立ちます。

〇・〇〇〇一、ゼロのあとにゼロが三つついて、次にくるという数字に相なるわけでございまして、カドミウムがどの辺まで許容されるかという点については、先ほど来、矢追先生御自身なかなかむずかしい、なかなか複雑な要因がからんでいるからとおっしゃっているように、わからぬところがあるわけでございますが、私の承知しているところでは、ソ連の水道のカドミウムの最大許容量というものが〇・一PPM、それからアメリカの許容量が〇・〇一PPM、かように聞いておりますので、こういう数字から見ますというと、いまのコンマのあとゼロが三つついてのオーダーで出てくるカドミウムというものは、これは検出し得ないのですが、私どもよほどの場合を考えて、もしあったとすれば、どのくらいあり得るであろうかということを考えましても、こういう状態でございますので、このことそれ自身によって問題が起こるということには相ならないのではなからうか、かようにいまのところ

は考えておるわけでありませう。ただ、これは前から申し上げておられますように、医学的な検討が十分に進んでおりますならば、現状では私はそう考へておるということだけでございまして、これが絶対永遠に固執される理屈だとは考へておりません。ただ、そういう状況でございまして、今後水質につきましては十分に検査、分析をやつてまいりたい。これは場合によりましては厚生省当局とも御相談いたしまして、客観的なものとしてできるだけのことを行つていきたい、かように考へておるわけでございます。

○原田立君 地元の係官を使つて調べたのか、あるいは国のほうで特別に調査班みたいなものをつくつてお調べになったのか、その点はいかがですか。

○政府委員(中川理一郎君) 私のお答へ申し上げたのは、名古屋鉱山保安監督部の調査分析でございませう。

○原田立君 こんなことを言つてどうかと思ひますが、かつて新潟県の阿賀野川の水銀事件、あの当初は絶対工場排水ではない。もう館林局長さんも絶えずその点は強くお答へになつたし、保安局長もたしかその当時そうお話があつたと思ひます。ところが、さもなく一年もたたないうちに、厚生省のほうの調査班ですか、その報告によれば工場排水であると、もう百分の九十九ぐらゐまでは断定するやうな報告が出たんですね。もうそれは十年も二十年もたつて、そういう結論になつたのではなしに、ほんのわずかの期間にそういう意見が——前の意見とは全然うらはらの意見が出ておられます。それで名古屋の監督部のほうで調べになつたといふことなんですが、地元の人たちを使ふことは使はなからぬだらうと思ひますけれども、もつと権威ある調査機関といふものを設けて、地元の人たちの福祉のためなんですから、もつと納得のいくやうな調査をすべきではないか、調査をする機関を設けるべきではないか。厚生省のほうとも連絡をとつておやりになるだらうと思ひますが、今後のことについてどうなさるのか。

○政府委員(中川理一郎君) 先ほどお答へいたしましたように、鉱山保安法というのには非常に強力な法律でございまして、身分において鉱業警察権まで持つてゐる監督官、これが地方におりまして、これがいまの神岡地区につきましては名古屋鉱山保安監督部であるわけでございます。私が単独にやれますことは、この保安監督部を使つてやる、これは司法警察権まで持つておる職員でございませう。で、厳正な立場で職務を行なわざるを得ないポストでございませう。私は、これに十分な信頼を置いておられますけれども、もし何らかの客観性を持つた立ち会ひ人等があつたほうが、世間一般の受け取り方も、より公正なものとして見てもらえるというやうなことでございませうならば、それは厚生省とも、先ほどお答へ申しましたやうに相談して、坑内の検査につきましては私どものほうが主体で厚生省に立ち会つてもらうとか、あるいは河川水域は厚生省中心にして私のほうが立ち会つて見るとか、あるいは必要があれば、それに十分なる学識経験をお持ちになつておる方に加わつていただくというやうなことも、今後相談してまいりたいと思ひておられます。

○矢追秀彦君 いま、いろいろおつしやいましたけれども、この調査でありますけれども、やはりいま言われましたやうに、いろんな広く人材を集めてやられると思ひますけれども、これに対して調査費として、厚生省、文部省から出ておるお金にしても非常に少ないわけなんです。さつき、これから今後をやつていくと言われましたけれども、年々その予算は減つておるわけなんです。研究費の予算はね。しかも日本を出しておるお金は非常に少ない。こういう問題をアメリカのほうはいち早く、これはおもしろいというわけで、岡山大学の小林教授あたりはロッキンフエラーあたりから相当な研究費をもらつて研究している。日本のほうがむしろ積極的に、日本の地元の病氣ですからやらなければならぬのに、外国のほうがむしろ——もちろん痛い痛い病だけではありませぬ、それを含めてで

ありますけれども、相当の研究費を出している。これでは調査は、やれやれといつてもやれませぬ。しかし、まあ調査としてはかなりできておるわけなんです。学問的裏づけとしてもかなりあるわけなんです。これからは、いままで行なわれたあらゆる研究を総合して、そういうおのおの立場を越えた結論を出していかなければならぬ。特に、いま言いましたやうに、たとへば一部の原因であつても、それは工場廃液であると断定しなければならぬじゃないかと、こう思ふわけなんです。その点について鉱山保安局長さんに伺ひますけれども、あなたはこれを鉱害——カドミウムがまだはつきりしないと言われますけれども、量も少ないと言われますけれども、いまは少ないんですよ、先ほど言いましたやうに。しかも、あの病氣が起つてくるのは牛首用水として流れてきてゐる地帯、そこにカドミウムが沈んでゐる。しかも、その水を自分の家の中に引つ張つてきて、飲んでおるやうな人にとつてきてゐるわけでありませう。だから、どこでも調べて、それでいいというわけにいかないと思ひますし、しかも先ほど申し上げましたやうに、現在ではもう調べたつて犯人はあがらないわけでありませう、過去の問題ですから。だからよけいに、いままです研究をした人たちの——特にカドミウム中毒を唱へてゐるやうな人の意見を私はかなり取り上げて——かなり実験もされておる、動物実験でもちゃんと骨がとけてゐる、カドミウムで。そういうわけですから、その点をもつと考へてやれば、私は、犯人は神岡鉱山から流れた廃液ですと断定して何にも悪くない。断定したら鉱山は損をする。それはある程度のお金を出さなければならぬから鉱山は損をするかもしれない、金を出さなければならぬとしても、そんなに大きな金額ではないと私は思ふ、人数がわずかでずから。一万人とか、二万人とかならいざ知らず。その点、いつも残念に思ふことは、そういう会社の人には結局資本家でありませうから、金もつけ、このほうに走るのか何かしりませぬけれども、出さうとしない。何とか自分のところは逃げようとする。

る。先ほど聞いていましたやうに、人間のからだはどうなつたつて逃げられる、逃げようと思へば。その点は、私はやはり公害の線に持つていく方向で、調査なり対策を樹立していただきたい。この点については局長さんでは無理でしょうから、いづれ厚生大臣、また通産大臣がこちらの委員会にお見えになつたときに、私から再度質問をさしていただく。できればもう一度、現在の調査ではなしに、過去からのいろんな調査事項を全部まとめ上げて、そしてこれをはたしてほんとうに公害とするかどうか。また、カドミウムとしての中毒が一つの原因であるから——これは断定できているのです。一つの原因であるがゆゑに何らかの形をとらなければいけない。これに対する何らかの調査機関なり、そういうことを審議する機関を設けるなりして、これに対して積極的に取り組んでいただいて、そして私が先ほどから申し上げておきますやうに、これを一つの例として、今後の公害に対して政府としては、このやうなことのやうに、ある程度原因が究明されたものに対しては何らかの処置がとれるやうな、法律の上での制定なり、また、それに対する処置をやるやうな方向に持つていっていただきたいと、このやうに私は要望するわけなんです。その点について二人の意見を伺つて、次に大臣に対して、私は、最終的に何伺ひをしていきたいと、こう思ふのでありますけれども、いかがでしょうか。

○政府委員(館林宣夫君) 今後のわが国の公害対策の中で、被害者の救済という問題は、かなり重要な部分を占めておると思ひます。その場合に、私法上の対象として裁判が成り立つやうなものにつきましても損害賠償といふものは、当然裁判を通じて明確になるわけなんです。すべての公害が必ずしも公判維持に耐えられるというやうな種類のものではない。民法上の対象としてはつきり答が出るものではないわけでありませう。公害の原因たるものも必ずしも明確ではないし、被害も何%が公害であるか、何%が本来のものであるか。たとえばぜんそく病患者がここにおつたとい

で、今回も大体それと同じような程度でいただけるものではないだろうか、かような期待をしておるわけであります。厚生省といたしましては、この調査会の答申が出ましたら、直ちに科学技術庁にこれを報告いたしまして、科学技術庁が関係各省の検討の結果を——科学技術庁におきまして関係各省が集まりまして、それぞれの省の立場において検討したところを持ち寄って国としての結論をそこで出す、かような運びになるわけでありまして、これは先般来、科学技術庁から伺っておりますところによりますと、科学技術庁としてもできるだけ早く結論が出るようにいたしたいということとでございますので、そう長期にわたってこの検討が行なわれるとは思われませんし、それから四月の下旬に厚生省の研究班の資料を入手したあと、直ちに科学技術庁にこれを送っておりますし、各省もそれを入手しておりますので、各省のこの資料をもとにした検討もすで行なわれておる段階でございますので、ただいま申しましたような経緯から、そう遠いことにはなさない、かように私どもとしては考えております。

○瓜生清君　そうしますと、この間新聞によりますと、何といいますか、被害者が厚生省の研究班の報告をもとにして昭和電工に対して損害賠償の請求訴訟を起こすと、こういうようなことを言っておりますが、そういうことが起こった場合、被害者といましては、まだ厚生省でいま食品衛生調査会で審議中であるから、被害者にとりますと、いわばまだ最終的な結論が出ていない段階だから、そういうことをした場合でも、何といひますか、その行為の保証になる、裏づけになる結論というものが現段階ではまだ脆弱だというふうに解釈していいかどうか、お伺いします。

○政府委員(館林宣夫君)　厚生省として、あるいは国として、これは三班の御意見がそれぞれ独立した形で出ておりますので、それらを総合すると同時に、そのほか水産、あるいは潮流、川の流れ、あるいは工場の化学工程というふうなものの判断も加えた総合判断をお願いいたしたいという

ことで、いませつかく諮問中であるわけでござい
ます。ちよいだいいたしました研究班の疫学的な
診断は、これは全員医師で疫学的視野から御判断
をいただいたものでございまして、ただいま申
しましたようなことから、総合的な判断をいただ
きたい、かような考えで諮問をいたしておるわけ
でございまして。そして裁判所がそのような結果を
どう取り上げるかというところは、これは裁判所の
判断でございまして、私からは申し上げかねる
ことでございまして。

○瓜生清君 ところで局長、この問題について、昭和
電工の安藤という総務部長をしておる人が、告訴
されれば応じようと、こういうふうなことを新聞
に答えているんです。しかもその内容は、まあ新
聞のことでそれから前後の関係はよく記事になっ
ておるのかどうかかわらないけれども、こんなふう
な発言をしておるのです。「厚生省の調査班は、
当初から農業を対象外においた感じで、われわれ
としては新潟地震の直後に新潟県倉庫から流出
した農薬が原因だと思っている。被害者側が当社
を相手として補償の訴訟を起す」というが、この
ずさんな調査班の報告書をよく検討すれば、責任
が当社にないことは明らかです。告訴されれば
応じて争う」と、こういうふうなことを言っ
ておるんですね。受け取り方によれば、すいぶん
厚生省の研究班の調査というものを甘く見てお
る。ことをかえれば、攻撃しておると、こうい
うふうに受け取られるわけですが、本問題で、こ
ういうふうな昭和電工側とそれから厚生省の研究
班の考え方の相違というものが現時点では浮きほ
りておるわけですね、こういうふうな
ことについて直接、厚生省と昭和電工の企業と
話をされたことがあるのか、あるいはまた、意見
を交換されたことがあるのか、その点をひとつお
聞かせ願いたいと思います。

○政府委員(館林宣夫君) ただいままでの段階で
厚生省がみずから学術的な見解を発表したことは
ございません。ただ、調査班が昨年の春、中間的
な検討の結果を公表いたしましたことがございま

が、それ以来、その結果・内容をもとにいたしま
して、昭和電工側が各種の調査をし、あるいは検
討を加え、それに基づいて調査班に対する意見を
公表いたしてきておるわけでありまして、厚生省
としましては、この調査の結果の適正を期するた
めに、あらゆる意見を十分取り入れて、それをも
検討の対象として加えた上での判断を希望して
おったわけでございまして、調査班といたしまし
ても、直接昭和電工側と会談いたしまして、昭和
電工側の言い分を聞いておりますし、また、そう
いうような機会がない場合でも、間接的に厚生省
は、昭和電工側の意見を出していただいて、調査
班にこのようない意見があるというよりなことを伝
えたりなんかいたしまして、昭和電工側の異論は
十分考慮の中に入れた上で、調査班が最終結論を
出しておるわけでございまして。

○瓜生清君 厚生省はもういいです。
通産省に伺います。いつだったか、私はこの委
員会で産業公害の防止を促進するために、そうい
うふうな産業公害防止に関連のある産業の育成措
置を考えたかどうかというよりなことを言ったこ
とがあるんです。その後、私、詳しいことは知り
ませんが、具体的にあらわされてきたのは昨夜、た
しか衆議院を通過した租税特別措置法の中で、公
害防止施設に対して特別償却を認める、こういう
ことが出てきておるのです。これは歴然たる具体
的な事実なんです。そこで、その対象となるよう
な施設とか機械ということについて、一体通産省
ではどういうふうなものをお考えになっておるの
か、それをお聞かせ願いたいと思います。

○説明員(馬場一也君) お答え申し上げます。
ただいま先生から仰せになりました今年度の租
税特別措置法の改正によりまして、特別償却の対
象になりましたのは、重油脱硫装置でございまし
て、これはむしろメーカーと申しますよりは、重
油脱硫装置をつけるのは石油精製会社でございま
す。これが重油の中から硫黄分を抜く装置をつけ
ます場合に、その装置がたいへん高いものでござ
います。これに対して一定の特別償却を認

めるという優遇措置でございまして。それから、た
だいままで、それと同じようないろいろな税法上の
優遇措置を講じております範囲は、現在のところ
におきましては、ばい煙規制法に基づくばい煙規
制、それから工場排水法に基づく汚水の規制を
やっておりますが、これらの規制に対応いたしまし
て、それぞれの工場がばい煙を防止する機器を取
りつけます。たとえば集じん機、あるいは工場排
水処理いたしたするための処理設備を取りつけま
す。こういう処理設備を取りつけます場合におき
ましては、耐用年数の短縮ということ、それが
早く償却できるように優遇いたしますが、また地
方税関係におきましては、固定資産税を免するこ
とという優遇措置をとっておるというのが、現状で
ございまして。

○瓜生清君 ところで私聞きたいのは、それはそう
いうものを取りつける側の費用が相当かかるから
たいへんということ、そういう配慮がされてお
ると思えますけれども、いま産業公害防止関係の
いろいろな機械とか、あるいはその他のものを
くくっているメーカーの側それ自身が、この問題は
最近急速に世論の対象になってきた問題であるた
めに、そういうメーカーの態勢というものがや
はり利潤本位であって、こういうものを産業公害
防止という面から生産しなければならぬが、コ
ストが高つく。だから、なかなかそういうメー
カーというものが、そんなものをつくるよりは、
ほかのもうかるものをつくったほうがましだとい
う、こういう状態にあるのじゃないかと思いま
す。そこで、先般もお尋ねしたのは、そういうも
のに対して、どうい、何と申しますか、指導な
り、あるいは政府として考慮を払っていくのかと
いうことについて尋ねてみたいと思うのです。

○説明員(馬場一也君) ただいま申し上げました
のは、御指摘のように公害防止の設備をいたしま
す、むしろユーザーのほうに対する税制上の優遇
措置でございまして、そういう防止機等をつ
くってありますメーカーに対するいろいろな助成で
ございまして、御承知のように、いろいろな公害防

止設備 大気汚染関係、工場排水関係、各般ご
ざいまして、産業公害問題は非常に新しい問題で
ございまして、大観いたしますと、こういう
能力のいい、あるいはコストの安い公害防止機を
つくるいろいろな技術、あるいはいろいろなものが性
能がいいかということに尽きます。いろいろな生産
体制の前にはございまして技術開発関係というもの
の研究が非常におくれておる、これは必ずしも日本
ばかりではないかと思っております。そこで、現在通
産省におきましては、むしろ能力のいいものができ
れば、これを安くつくっていくという生産段階に
なるわけでございまして、そのもう一つ前の、ど
ういうものが能率的であるかという、いろいろな技
術研究を公害防止に關してやるということにつぎ
まして、これは従前から工業技術院にいろいろな新
しい技術試験研究の補助金制度というのがござい
ますが、そういうメーカーがいろいろな新しい能力
のいい、公害防止関係の機器を生産するための
必要な技術開発をやります試験研究に對しまし
ては、この鉱工業補助金を非常に重点項目
として毎年相当の補助金をこれに対して出して
おりました。たとえば、過去六年間の実績を見
ますと、ばい煙関係、あるいは汚水関係その他
の公害関係におきましては、大体、総数にして
四十件、金額にいたしますと約一億七千万円を
こえる補助金を出しております。で、この補助
金を受けましたメーカーの中には、すでにその
補助金によって技術研究を行ないまして、その結
果、具体的にそれが実用化されておる、つまり商
品として生産されて、実際に役に立っているとい
うもの、二例があるようなわけでございまして。
また、そういうメーカーの研究に對しまして補助
金を出すというこのほかに、工業技術院自身と
いたしまして、各試験場におきましていろいろ公
害防止に關する技術研究をやっておるわけでござ
いまして、これらの成果は、それぞれ関係のメー
カーに普及徹底をいたしまして、メーカーの技術
開発を側面から援助するというようなこともやっ

ておりますし、特に一番——御承知のように新年
度から、工業技術院の大型プロジェクトというこ
とで、ばい煙脱硫、あるいはことしから重油脱硫
という研究もやっておりますが、これから、こ
ういふものも逐次完成いたしますにつれて、こ
れはメーカー側に伝えまして、これを実際のメー
カーの生産体制に結びつける、こゝういふ措置を
とってまいりたい、かように考えております。

○瓜生清君 すでに生産体制に入つたのが、一、
二ある、こゝういふお話ですが、どういふもので
か。

○説明員(馬場一也君) それは一、二の例を申し
上げますと、先ほど申しました四十件、一億七千
万円補助金の中で例を申し上げますと、昭和三十
八年年度にこれはいろいろな工場から出します重硫
酸ガス、その他の有毒ガスの除却方法及び装置に関
する研究というものをある会社に、これは補助金
として百二十万円でございますが、補助金を出し
まして、その補助金を受けました会社がこれによ
って技術研究を行ないました結果、その大規模の
工場ではございせんが、比較的小規模の工場
でそういう重硫酸ガスその他の有毒ガスをし
すものを、一定の装置によりまして、わりあい簡
単な設備で除去するという研究が完成をいたし
まして、これはそういうガス処理装置ということ
で、大体現在まで三、四十台をすでにユーザー
側に販売をしておるといふ実例が一つございま
す。あるいは、こゝういふ直接の除去装置でござ
いせんが、いろいろなユーザー側で、ばい煙規制
法等に基づきまして、自分のところから出すば
い煙量を測定する、多ければこれは調整するわけ
でございますが、そういう出てまいりますばい煙
量を自動的に測定する装置というものにも、こ
れは同じく三十八年度に、ある会社に百八十万
円の補助金を出しました。その結果、ばい煙量自
動連続測定装置というものが完成いたしました、こ
れもすでに実用化されておるといふ例があるわけ
でございます。

○瓜生清君 そうすると、いまの段階では、そ

いう生産体制に入る前にいろいろな研究をして、
そうしてサゼクションを与えとか、資料を出し
てやるとか、あるいはまた、そういう問題を取り
組んである企業と通産省とがお互いに交流をし
ておるといふ段階ですね。ですから、そういうもの
がどんどん大量生産されるという時期までにはま
だ相当期間がかかる、こゝういふぐあいに解釈し
ていいですか。

○説明員(馬場一也君) こゝういふ技術の開発が非
常におくれているので、こゝういふ防止機器を
メーカーが量産いたします前に、能率のいいもの
を試験研究をいたしましたり、いろいろな段階が
ある、これに補助しておる、こゝういふことでござ
います、すでにこの研究が完成いたしました実
用化できる、能率のいいものができあがりました
ならば、これは一般の産業機械同様、メーカーと
いたしましては営業として実用段階に入るわけ
でございます。で、その場合におきまして、これ
をできるだけコストの安いものをつくるというこ
とになりますと、一般の機械同様、たとえそ
れを量産しますのに必要な資金のあつせんをいた
しますとかいうような、量産体制に対する一般の
育成政策というものが、そのあとに出てまいるの
でございます。これはおほいおほいいうものが実
用化されてまいりまして必要になつてまいります
れば、そこにそういうメーカーに對しまして一般
の機械の量産に對しますと同じような育成政策と
いうものを資金面その他で講じてまいりたい、か
ように存じております。

○瓜生清君 そこで私、具体的な問題一つだけ
聞きたいと思ひますが、たしか去年の九月から新
しい車にはガス排除装置ですか、これをつけるよ
うなことが決定されたと思うのですが、その後、
通産省の指示どおり自動車メーカーがこゝうい
うことをやっておるのかどうか。それから、その点
検は一体どこがしておるのか、伺いたいと思ひま
す。

○説明員(馬場一也君) 自動車の排気ガスの規制
をいたしましては、ただいま先生のお話になりま
したように、これは昨年の九月から、それ以後に
売出されます新しいタイプの新型車でございま
すが、これに對しまして、運輸省の所管でござい
ますが、道路運送車両法に基づきまして、こゝう
いふ新型車から出てまいる排気ガス中の一酸化炭素の
量を三割以下に規制をする、こゝういふ規制が道路
運送車両法に基づきまして行なわれております。
この規制の監督監視は道路運送車両法を相當して
おられます運輸省において新型車の型式承認等
の場合に實際に行なつておられる、かように承知を
いたしております。

○瓜生清君 そこで監督は運輸省がしてゐると思
うのですが、こゝういふ装置をつけることによつ
て、いふならば従来よりはガス排除装置だけで生
産費が高つくわけですね、どのくらいこれは高
つくのですか、乗用車の場合。

○説明員(馬場一也君) 詳しい数字につきまして
は担当の自動車課長等もまいつておりますので、
そちらのほうからお聞き取りいたしたいと思います
ますが、この新型車の三割の規制を守りますとい
は、こゝういふ新しい一酸化炭素の除去装置とい
うのをつけることによつて守ることもございまし
ょう、あるいはエンジンにいろいろ改善改良等
を加へまして出てくる排気ガスの量を一定成分内
に抑える、エンジンの改良あるいは構造の改善とい
うようなことによつて対処いたしましたり、ある
いは必要な除去機器をつけましたりというよう
なことで、メーカー側はこゝういふことをやります
のでございます。具体的にこゝういふことをやります
のに、乗用車の場合どのくらいの費用がかかるの
か、こゝういふことにつきましては、私、手持りの資料
がございせんので、自動車課長がまいつており
ますので、自動車課長のほうから御説明申し上げ
ます。

○説明員(中村俊夫君) 補足して御説明申し上げ
ます。お尋ねの、こゝういふ排気ガスの除去装置を
つけますと、どのくらいコストがかかるかとい
うことでございますが、御承知のように日本の場合
には、いま一酸化炭素の規制だけでござい

これは、先ほど部長から御説明いたしましたよう
に、そもそも一酸化炭素が出ますのは、完全燃焼
をしないから出てくるわけでありまして、したが
いましてエンジンの中で完全燃焼をするというわけ
ができれば一酸化炭素は急激に減つてくるわけ
であります。したがいまして、いまの日本の規制で
はもっぱらシャシーメーカーがエンジンの改造と
いうことで規定の三割以内に抑えておるわけ
でございます。このほかに、アフターバーナー方式だ
とか、触媒方式とか、エンジンから出ました排気
ガスの中で、さらにもう一べん燃焼させるとか、
あるいは一酸化炭素を減らすというような方法も
ありますけれども、現在のところでは、いわゆる
シャシーメーカーのエンジンの改造という形で大
体充足をしておるわけでありまして、それでアメ
リカの場合は一酸化炭素のほかに、いわゆるスモ
グの原因として炭化水素があげられておりますの
で、炭化水素と一酸化炭素と両方、これを減らす
うというところになりますと、なかなかエンジンそ
のものの改造だけではできませんので、ゼネラル
モーターズとか、フォードがC A P方式とか、エ
ア・インジェクション・パワー方式とかいうよう
なこと、それぞれ開発をいたしております。こ
れにつきましてはその後コストもだんだん下がつ
てまいりまして、大体二十五ドルから五十ドルく
らいというふうになつております。したがいま
して、もし将来こゝういふ必要が日本にも起こつ
てまいりますと、こゝういふ程度のコストアップと
いいますか、負担増がかかってくると思ひます。

○瓜生清君 実は私、大蔵委員会に行かなければ
ならないので、これ一問で終わりますけれども、た
しか一九六八年ですから来年ですか、ジョンソン
大統領が排気ガスの装置をつけるように、アメリ
カの自動車業界にそれを義務づけましたですね。
ところが、それが明年から確実に行なわれるとい
うことになる、日本からアメリカにも相当いま
車を輸出しておるわけでしょう。いま課長の言わ
れたように、二十五ドルから五、六十ドルくらい
のコストアップになる。こゝういふことになると、

やはり私は、先ほどから言っておるように、そういう部門に対して輸出振興その他を考慮すると、やはりいままで、たとえば百万円で売っておった、ところがそういったエンジンの改良とかあるいは何だとかで、排気ガスが、あるいは炭化水素が少なくなるような装置をつけていかなければならぬということになると、やはりメーカー側としては公害防止ということはよくわかるけれども、その生産費というものがどうしても高くつくので、理屈は了解しても実際踏み切るのがちゅうちょする、これは私、現在の日本のそういう業界の偽らざる状態でないかと思うのです。したがってきょうは、もうちゅうちょと聞きたかったのですけれども、残念ながら次回に譲ることにしまして、私は通産省としてこの自動車の排気ガスの問題、特にそれを三%以下に下げる装置、ないしは自動車の改造、こういう問題についてはもつと積極的には指導する必要があるんじゃないかということは、国内だけなら別としまして、輸出という問題がこれから関連してくるわけですから、そのことを要望しまして、これで終わります。

○委員長(成瀬幡治君) 本日の調査はこの程度とし、これにて散会いたします。

午後零時五十七分散会